

廃藩置県前後の鹿児島地方行政における桂久武の動向について

市村 哲 二

はじめに

本年（令和三（二〇二二）年）から遡る事、ちようど一五〇年前の明治四（一八七二）年、成立してまだ数年を経たばかりの維新政府によって廃藩置県が断行された。廃藩置県に関してはこれまで様々な先行研究が見られるが¹、それらの根底には、この一大変革を「万国対峙」に必要な中央集権国家を実現するための不可欠な施策²と捉える見方が共通してある様に見受けられる。「万国対峙」とは、廃藩置県の詔書³の中で明確に謳われている維新政府の国家目標である。因みに、この場合の「万国」は、幕末に不平等条約を我が国に押し付けた欧米諸国であり、「対峙」とはその条約体制からの脱却（国家間の対等な関係の確立）と捉える事が妥当であろう。更に詔書には、「億兆を保安」（国民生活の安定）と「万国対峙」のために政令を一つにするべく、廃藩置県を行うと書かれている。

維新政府は、慶応三（一八六七）年十二月の王政復古クーデターによって、幕藩制（地方分権）国家である江戸幕府を打倒して成立したが、その内実は明らかに諸藩に依拠する政権であった。藩を超越した絶対的な権力の形成がこの時点では実現不可能であり、中央政府としては不完全な形として船出せざるを得なかったと言えよう。

前述したように、政令を一つにするための方策は廃藩置県の実施（強力な指導力をもった中央集権国家の樹立）であったが、維新政府の発足当初においては望むべくもない状況であり、その実現に向けてはまず、旧体制の改善・撤廃

が求められた。それを受けて漸く新体制の創出が可能となるが、そのスムーズな実施のためにはどうしても近代化に向けた上からの強力な推進力が必要となった事は否めない。

幕末期の鹿児島（薩摩藩）は、地方の雄藩として様々な問題を孕みつつも、下級武士層から圧倒的な人望を集めた西郷隆盛や大久保利通らを中心とする対幕強硬派の指導の下、武力倒幕を実現させて新時代を切り開くための主導的な役割を演じた。しかし、その後⁴に成立した維新政府による急進的・強圧的な中央集権化及び近代化政策は、新たに発足した鹿児島地方行政や武力倒幕の担い手となった下級武士層にも様々な影響を及ぼしていったと思われる。

この点に関して本稿では、幕末の政局で薩摩藩家老として主に国元での責務を果たし、明治初期には旧鹿児島藩域³の地方行政においても責任者の立場に立った桂久武の動向や役割を中心に考察していく事を試みた。久武が、廃藩置県前後の地方行政が発足した当初の時期に、周囲の人物達や置かれた環境との関わりの中でどのような対処をしたか。また、その対処によってもたらされた成果等を、関連史料を参考にしながら鳥瞰し、中央政局の推移にも着目しつつ、当該時期の鹿児島と周辺地域における地方行政の実態や課題などに少しでもアプローチしていけたらと考える。

なお、関連史料については、先行研究で明らかにされた既知の史料の他に、黎明館が寄託を受けて保管している「桂家文書」⁴の中の書翰類等も新たな検討材料として使用した。

一 廃藩置県前の維新政府及び鹿児島藩の概況

さて、これから廃藩置県を見ていく上で、その手始めとして前段階である版籍奉還の断行（明治二（一八六九）年六月十七日勅許）について押さえておく必要がある。本章では、版籍奉還に至るまでの主な経緯や実施後の状況、加えて鹿児島藩における久武の動向について、まずは概観してみたい。

維新政府内における版籍奉還の建議については、明治元（一八六八）年二月の木戸孝允による建言書案が広く知られているが、薩摩藩内では既に慶応三年十一月の時点で藩士の寺島宗則によつて意見書が提出されていた。それは、元治二（一八六五）年の三月から藩の遣英使節団視察随員として留学生と共に英国に渡航した寺島が、帰国後、藩主の島津茂久（忠義）に建言したとされるものである。その中で寺島は、大名が「其封地ト其国人トヲ朝廷ニ奉還候テ」と、版籍奉還論を明確に主張している。^⑤

大政奉還直後の時期でもあり、寺島自身すぐに実現可能な政策と考えた訳ではなさそうであるが、木戸より三ヶ月も前に、海外を実現した人物による意見書が倒幕を推進した薩摩藩内で提起された事は注目に値する。更に同藩出身で、前述の留学生の一員であった森有礼が、維新政府成立後の明治二年一月二十五日付の大久保利通宛書翰^⑥で次の様に述べている。

（前略）皇国之大本を立るには是非郡県之制度ニ改革シ、藩々之政権速ニ一途ニ帰シ全国之権力を一手ニ握リ海外ニ応せすんハ、皇国之維持迎も六ヶ舗（後略）

維新政府の中でも特に急進的な郡県論者であった森は、早急に封建制を廃止して中央集権制を実現させなければ、国家の維持は困難であると大久保に具申している。この具申がなされたのは、薩長土肥四藩主による版籍奉還が上奏された日からわずか五日後の事であった。続いて森は同年五月中旬に廃刀案を公議所に提出するが、全国の士族層などから激しい非難を浴びて役職の辞職に迫

い込まれた。

寺島・森の両名はいずれも海外渡航を経験し、藩の枠組みに縛られないグローバルな視野を培った人物であるが、特に森の意見具申は時期尚早であり、守旧派から多くの反感を買ったであろう事は容易に推察できる。

一方、長州藩出身者らによる版籍奉還論であるが、前掲の木戸による建言書案の内容は、万国対峙に向けて一挙に版籍奉還実現を目指すものであった。また当時、兵庫県知事であった伊藤博文が姫路藩の版籍奉還請願書（明治元年十一月提出）の採用を説き、次の様に意見書を提出している。^⑦

（前略）諸侯モ亦是ヲ奉還スル事ヲ欲セスシテ此勢ヒ数十年之久ヲ経ハ、後チ終ニ天朝ヨリ干戈ヲ動シテ是ヲ奉還セシメズンバ勢止ムヲ得サルニ至ルベシ、（後略）

伊藤の主張は、軍事力の行使も辞さない強硬的な内容であったが、藩主の貴族化や藩士の土着化など、後の廃藩置県に繋がる構想も見えるのが主な特徴である。しかし、伊藤は更に急進的な国是綱目（政治・軍事権の奉還に加え、天皇中心体制の樹立・独立の維持・自由権の拡充・西洋学術の導入・対外和親の推進なども含む「兵庫論」と称される意見書）を建議し、猛烈な抗議を受ける。木戸は、自身の建言書が藩内で容易に受け入れられなかった状況に対し、日記で「只一藩内に着目し囂々欲破大事不堪慨歎也」と嘆いているが、奉還後の措置が不確定であるなど、木戸・伊藤の意見は現実とはかなり乖離していた。

このような中で、明治元年閏四月の政体書制定による府藩県三治体制の発足以降、維新政府の政令、制度は時と共に変遷し、明治二年六月の版籍奉還断行に至るが、ここで当該時期の鹿児島藩の概況と久武の動向について見てみたい。^⑧ まず、明治二年二月頃の状況から見ていくと、この時期は久武が執政心得（事実上の首班）となり、西郷、伊地知正治、橋口彦次、大迫貞清、伊集院兼寛が参政に任命され、藩政改革を推進している（後に西郷が大参事、久武が権大参事に就任）。久武らは、藩制規則の制定に着手する中で中下層士族の優遇策（禄

制改革)を採用するが、この背景には戊辰戦争の凱旋兵士らによる地位向上要求があった。これに対し、島津久光を中心とする上級士族層は、西郷による煽動を疑問視する(特に久光)など強く反発し、改革執行部を悩ませる事になる。

後に明治二年七月八日付で西郷が久武に送った書翰には、久武が病を理由に辞職願を出した件に対する西郷の率直な不満が述べられているが、執政心得としての心労が久武の病の一因になったであろう事は想像に容易い。そのような状況下で、同藩出身の肝付兼武が明治二年四月一日付(推定)で久武に具申した意見書は、以後の久武の行動指針を考察していく上で非常に興味深い内容と思われるため、以下、その一部を抜粋する。

(前略) 蝦夷地江出稼人数御差出之事ハ、実々以御為筋二者相違無之、更

ニ貧士御救助ニも相当リ可申候、且又出稼人数御差出之時節出来所謂好機

会不可失之時と奉察候間、少々御手透相成候得者早々御取掛有之候様仕度、

(中略) 蝦夷地出稼がてらに御警衛御持被遊候事ハ是非共急速御取掛御座

候様、(後略)

肝付兼武は、天保年間(一八三〇〜四三)の頃から諸国を遊歴し、蝦夷地の見聞記(『東北風談』)を著すなど、北海道問題に深く関与した人物である。文中からは、貧士救済のために北海道の開拓と防備を出稼ぎの形にするべき(後の屯田兵制度とも関連か)、と進言している事が分かるが、それでは肝付が何故、このタイミングで久武に進言したのだろうか。彼の伝記によると、「明治二年(四十七歳)の正月半ば頃に東京を発し、二月十七日に鹿児島に着し、それぞれ用事を済ませて、三月十四日頃又東上したようである。」とあり、約一ヶ月近く鹿児島に滞在していた事が分かる。滞在の主目的は、開拓使出仕前の身辺整理と考えられるが、この間に藩の内情を知って意見書を作成し、後日提出したものと推察される。

肝付は西郷と慶応期に関係があり、その伝手で藩の上層部である久武に接触できたと考えられるが、おそらく久武が進めていた士族救済事業(自らの家臣

団派遣による領内の霧島地域開拓)を理解した上での事であろう。肝付の意見書に対して久武が具体的にとった対処については定かには出来なかったが、当意見書は本稿を進めていく中での重要な参考史料として留めておきたい。

なお、この意見書中とほぼ同時期の三月二十五日に藩主忠義夫人の葬儀が神式で執行され、藩主一家が仏教から離脱する意志を表明する出来事があった。鹿児島島の廃仏毀釈がこれにより一層、促進されるが、久武は慶応期より深く関与しており、この時期の具体的な対応や、久武と共に藩政を担当した西郷が廃仏毀釈に臨んだ姿勢について考察していく事も今後の重要な課題である。

続けて明治三(一八七〇)年七月頃の状態を見ていくと、鹿児島藩の集議院議員であった伊地知正治が、府藩県三治体制の強化を目指す政府の「藩制」審議に反発して会議をボイコット、意見書を提出して帰藩するという事態が起きている。伊地知の主張は、維新政府が諸藩に求めた軍事費の上納について、財政の逼迫する状況下では藩の常備兵(中下層士族が中心)を廃止する必要があるため「不相当」であるというものであった。当時、久武や西郷ら改革執行部は、藩内の士族層間の調和に苦しみつつも膨大な数に上る中下層士族の扶助を優先する改革を進めていたのであり、伊地知の憤懣は至極当然の事であっただろう。そして更に同月、同藩士族の横山安武(森有礼の実兄)が集議院に意見書^⑬を提出して自殺する事件が起こる。意見書の中で横山は、維新政府のモラル低下を厳しく批判すると共に、先述したような藩の統制を強める政策を「人情や人心を省みない酷薄の処置である。」と激しく糾弾した。

以上、ここまで廃藩置県前の維新政府及び鹿児島藩の概況を見てきたが、維新政府は発足当初から急進的傾向が強く、加えて府藩県三治体制の徹底のための統制強化は、鹿児島島の士族層には実情に合わず、到底受け入れ難かった。

そこで、維新政府が自らの体制強化のために必要としたのが、士族層から圧倒的な声望をもつ西郷の存在であり、これがやがて西郷の出仕及び御親兵創設へと繋がっていく。次章では、西郷の尽力による廃藩置県実施時の状況と、引

き続き鹿児島藩政に従事した久武の動向とを合わせながら、概況を見ていく事にしたい。

二 廃藩置県実施時の政局と鹿児島藩の概況

明治四（一八七一）年二月十三日、西郷が提起した鹿児島・山口・高知三藩の連携による御親兵が創設され、維新政府を支えるべき軍事的基盤が確立された。西郷が提起した背景には、御親兵供出による藩の常備兵負担の軽減及び士族の雇用確保の意味合いがあったが、この時点で西郷自身の万国対峙のための中央集権化推進に向けた決意もかなりの割合で固まっていたと考える。¹⁶

維新政府に出仕後、その強化策に協力を求められた西郷は、明治四年七月十日付の久武宛書翰¹⁷の中で、鹿児島藩を含めた前述の三藩の中から「主宰」を一人とする指針（木戸の単独参議就任）に触れ、実際にそれを提言した。これは、木戸以外の周囲がその「手足」となって「主宰」を助ける様でなければ、議論が纏まらないとしたものであったが、木戸本人が固辞したため結果的に西郷も参議に就任する事となる。一方、木戸の主張で現状を改革するための「制度取調会議」が同年七月五日から開かれていたが、議論が百出し、何らの結論も出せずに中止となる事態があった。西郷はこのような状況を、同年七月六日付の大久保宛書翰¹⁸において、「少し動揺いたし候わば瓦解相違これある間敷と存じ奉り候」と強く懸念している。既にこの時点で、維新政府の強化を意図した政策は機能不全に陥り、体制を維持する事さえも困難な状況になっていたのである。その後、廃藩置県は当初予想されていた以上の迅速さで断行されるが、諸藩からの廃藩建白も相次ぐ中、その決め手となったのは鹿児島・山口両藩首脳の結合（宮地正人氏は、これを薩長同盟以来の「鉄の結合」と称している¹⁹）であった。きっかけは、山口藩の鳥尾小弥太と野村靖による廃藩論の提起（廃藩断行による軍制改革の要求）であったが、同藩の木戸や山県有朋、井上馨らが敏速

に動き、軍事力を抑える西郷が即座に同意した事が大きな梃子となる。

そして周知の如く、同年七月十四日に廃藩置県の詔書が出され、三府三百二県の体制（同年十一月には三府七十二県）となり、中央集権が確立したが、これに対する鹿児島島の反応は如何なるものであったか。この情報を得た久光が鬱憤を晴らすために邸中に花火を揚げさせた事はあまりにも有名であるが、当時の鹿児島島の状況を的確に西郷に伝えた久武の書翰²⁰がある。その中で特に重要と思われる箇所を抜粋し、鹿児島島の反応について見てみたい。

（前略）此節ハ殊之外御安堵之御模様と奉伺居候処、何か様其後邪気侵入候半、俄ニ御気色相変、左右医師、女中辺江散々之事共致到来、我々共罷出候儀も御差止ニ相成、当惑之至ニ御座候、（中略）只今之処ハ兵隊辺ニ而兎も角維持いたし居候形ニ御座候、旁御推計可被下候、（中略）益兵隊辺之処ハ御練立之勢ひニ無之候而ハ、兵隊之人気ヲ相損し候而ハ、もふハ致様ハ無之賦ニ相考居申候、（中略）尤当職迄ハ押而相動居候得共、大参事と歎申辺も御請出来兼、（後略）

当書翰において久武は、久光の激怒が側近の医師や女中だけでなく、藩政府の役人にも及んでいた事を西郷に伝えると同時に、それによる政情不安を抑えているのは西郷配下の藩兵（鹿児島士族）の力であると断じている。続けて、もし藩兵の解散などをした場合は收拾が付かなくなる恐れがあるとしながら、自分は現職就任期間を全うした上で、新県の責任者になる意志がないとも表明した。

おそらく、久武の脳裏には明治三年の山口藩における諸隊の脱隊騒動による混乱がよぎったのではないだろうか。財政難克服のために諸隊を切り捨てざるを得なかった山口藩に対し、鹿児島藩は藩政改革の結果、一藩としては非常に大規模な常備隊兵力の保有を維持し続けた。原口泉氏はこの鹿児島藩軍事力の歴史的役割について、「維新政権が中央集権的国家体制を樹立していくうえで、すなわち廃藩置県を断行して徴兵制が確立するまでの、過渡的段階におけ

る暴力機能を果たすものだった。」と論じているが、正に鹿児島においてもこの抑止力によってこの時点での暴発防止が可能となったのである。但し、ここで留意しておきたいのが、明治二年の禄制改革で特に優遇されたのはあくまでも城下の中下層士族であり、江戸期以来、薩摩藩が藩内に百余り有していた外城の郷土層及び外城社会の門閥有力者層はそこまでの恩恵を受けなかった点である（むしろ、外城門閥の持高は大幅に削減された）。また、明治四年に鹿児島藩が御親兵として供出したのは城下士族の常備隊が中心であり、外城郷土の常備隊は補充の役割に過ぎず、暴発防止の抑止力となったのは西郷の出身基盤でもある鹿児島城下の士族が主であったと考えられる。

このように、鹿児島士族の中でも城下士と外城郷土の間では待遇に差が見られ、それがやがて江戸期から続いていた差別を一層拡大させて、その後の鹿児島の地方行政や西南戦争時の士族の動向にも少なからず影響を及ぼしていく。この問題については、当該時期の久武の動向とも併せながら、今後の検討課題としたい。

さて、前掲の書翰において、久武は新県の責任者になる意志がない事を明確に表明していたが、当時の情勢は久武の政界からの引退を許さなかった。廃藩置県の結果、鹿児島藩は鹿児島県と都城県（旧日向国の一部を含む。）に分かれるが、それぞれの県政を鹿児島藩士であった大山綱良と久武が担当する事になる。次章においては、新しく成立した都城県成立時の概況や、その責任者（参事）として就任した久武の動向及び周囲との関わりの中で得られた成果等について考察してみたい。

三 都城県参事としての久武の動向

明治四年十一月十四日の都城県誕生に伴い、久武は同年十二月四日付で県参事就任受書を提出し、都城県政の責任者として動き始める。この時、旧日向国

域では都城県以外に美々津県が成立するが、その両県の存続は初期の宮崎県が成立する明治六（一八七三）年二月までの一年余に過ぎなかった。因みに、美々津県の参事は初めは橋口兼三で、明治五（一八七二）年一月十二日に福山健偉に代わるが、いずれも鹿児島藩士族出身の人物達である。なお、久武は明治六年二月五日に、宮崎県設置の布告を自身と宮崎県権参事の上村行徴の名前で出している事から、終始、参事職に従事していたと考えられる²¹⁾。

都城県政は、明治五年二月十八日付の管内布告と、同日、旧地頭仮屋跡に県庁を開庁させた事をもって、実質的にスタートした。その布告の内容を見てみると、第一に朝旨（政府の方針）を遵奉する事、第二に学業を勉励し人材を教育すべき事、第三に民事を勃興し県内を富ますべき事とあり、新しい県政に懸ける久武の志向がまざまざと読み取れる。布告の第一からは、久武が中央政府（文中、廃藩置県後はこの表現を使用する）との関係を重視し、第三の内容からは、新県の産業振興について県民の生活上のために強い課題意識を持って取り組もうとしている様子が窺えよう。ここで筆者は、特に布告の第二に着目する。久武は都城県在勤中に日記を書き残しているが、その記載内容からは教育施設の拡充（学校建設）に向けて尽力する様子が伝わってくる。久武は、着任早々から学校建設に向けてその予定地などを視察している状況を記録しており、同年六月五日には現在の宮崎県における最初の女子教育施設となる都城女学校（後に女学館と改称）の開設に携わる事にもなった。また、日記全体を通して見ると、学事に関する内容が十数件程書かれていて、久武がいかに教育（新しい時代に必要なる人材の育成）を重視していたかが分かる。更に日記には、士族の動向に関する記載もあるため、その一部を抜粋してみたい。

二月廿日 曇（中略）

一 飢肥使節兩人来県、参事より掛合致持参、此内相達置候銃器取揃送越先指図ヲ請度問合にて使口上無之候事、（後略）

二月廿一日 雨（中略）

一 飢肥返輸県庁にて使江相渡ス、（中略）

一 此晚霧島江使有之由にて桑原武右衛門・崎山清太郎江馬之儀二付申遣候書状、宿亭主江相頼置候事、（後略）

久武は、従来鹿兒島藩領ではなく、県統廃合の過程で新たに都城県域に入つた飢肥の扱いには気を遣つていた様である。当地は、戦国期に島津氏と抗争関係にあつた伊東氏が明治維新の時期まで統治した地域であり、鹿兒島に対する心情的な面から、特に士族の動向に留意する必要があつた。銃器に関する件で翌日にはすぐに返答を出しており、更に、三月の行政視察の際には飢肥のみ二泊するなど、連絡・指導に十分な配慮をしつつ、心を砕いている様子が感じられる。

その一方で、飢肥の件とは別に、同日（二月二十一日）の日記に霧島開拓に関する記載も見られるのが中々興味深い。前述したように、久武は慶応期から自らの家臣団を派遣して開拓を進めていたが、桑原・崎山の二人の部下に馬の件（おそらく開拓に必要とされたと思われる）で書状を送っている。この霧島開拓に関する事柄は、日記中に他にも数度の記載があり、新たな県政がスタートした多忙な状況の中で、久武が士族救済問題にも継続して注意を怠らなかつた事には着目しておきたい。

そして、久武が参事就任後に着手した内容としてもう一点挙げておきたいのが、都城・鹿兒島・美々津三県の管轄地交替に関する件である。久武は明治五年一月九日、鹿兒島県参事の大山綱良と連名で政府に管轄地交替願を提出したが、その一部を以下、抜粋する。

薩隅日分割新県管轄地之儀篤と及評議候処、年貢収納等二付、人馬往来遠近旁不便之場所も有之候付、所轄地交替願立之儀、別紙并絵図面相添差越候間、猶又文面等致吟味、西郷殿等江内々得指図候上、其筋江差出候儀共可然候半、此段申越候、以上（後略）

三県成立時の県境設定は、大淀川などの大河やその他の漠然とした自然地形を以て定められた経緯もあり、歴史的条件や民情が十分に配慮されていなかった。おそらく久武は、新県の県境設定から生じる様々な問題発生（ここでは特に年貢収納を一例として挙げている）を危惧し、参事就任早々に管轄地交替願を出したと思われるが、その前に西郷にも相談していた事が文面から分かる。その結果、同年五月十二日付の太政官達により、地形において不便利、民心にも不都合があるとの理由で都城県始良郡・菱刈郡一円、大隅国桑原郡の内、栗野・横川郷が鹿兒島県域になるなどの移管が実現した（なお美々津県からは、日向国諸県郡須木・野尻郷・小林郷の内、東方村が都城県へ移管され、同年九月に八代県から肥後国球磨郡米良山十四か村が美々津県に編入されている）。

この移管実現には、同年三月に県域の行政視察を実施して実態を把握した久武の意見が十分反映されたと予想される。おそらく、前述した地形や歴史的条件、民意などが再度、吟味された結果だと思われるが、この時点から大山との協力が始まっており、以降、両者は継続して連携を深めていく事になる。

久武は、同年四月十八日より大山、美々津県参事の福山健偉らと共に上京するが、その目的はそれぞれの県政に関する陳情及び西郷ら同郷の政府要人との意見交換・交流であつた。この上京の行程を書き記した日記には、久武ら旧鹿兒島藩領域に関係する地域の県政担当者が、西郷らと数度に亘り親密な交流を行っている様子が記載されている。この交流の中で管轄地交替願の件は当然話題に上つたと考えられ、久武にとつての最大の協力者であり、中央政府の参議として絶大な発言権を有した西郷が強力な支援をした事は推察できよう。

加えて、もう一人の鹿兒島出身の政府実力者である大久保との交流についても触れておきたい。大久保は明治四年十一月より岩倉使節団の副使として外遊中であつたが、アメリカで条約改正の交渉中に政府の委任状を求められ、伊藤博文と共に一時帰国していた。海外視察を終えた後、内務省設立に尽力するなど地方行政にも興味関心を抱いていた大久保に久武が様々な相談をしたのである。

う事は想像できるが、大久保には時間的制約もあり、積極的に援助する余裕はなかった様である（日記からは、久武が大久保と面会した事は分かるものの、具体的に話された内容については確認できない）。

その一方で日記全般を見渡してみると、同じく鹿児島出身の五代友厚に関する記載が多く、頻繁に面会していた状況が分かる。五代は明治二年に政府を退官したが、大阪の経済発展に尽力しつつ、鉱山経営などにも従事していた。久武は、都城県参事就任前から旧鹿児島藩領域に関する諸問題について五代と書翰のやりとりをしており密接な交流が窺えるが、以後、この二人の関係性や交流の目的等について考えてみたい。

まず、廃藩置県後の明治四年十月二十一日付で久武が五代に送った書翰を見ると、この一大変革に対する久武の率直な感想が述べられており、その後の久武の動向を見ていく上で参考となる。以下、その内容に該当する箇所を抜粋する。

（前略）此節、廃藩御所置、実ニ恐懼ニ不堪、転倒の御所分、知て愚胆ヲ抜かれ申候、皇家安危の境ニ臨、是丈の御決策ニハ、人心方向ヲ不乱、一図ニ歩ヲ相定候誤合ニ相成、驚きながらも感服仕候、就てハ、御案内通ニ、当県人情も同ジ、甚心痛も不少、大ニ相苦ミ罷在候得共、（中略）壮士ハ却て歩ヲ不誤、時勢ニ相反する輩といへども、此決策ニハ一言の物議も相生不申、実ニ天幸と存申候、（後略）

書翰の中で久武は、廃藩置県の突如の実施に驚く一方で、その進捗が予想以上に上手く進んだ事に感服しつつ、その後の鹿児島県の状況を懸念している。そして、久武が最も危惧したであろう士族の反応については、大規模な反対運動もなく落ち着いた状況である事を五代に伝えているが、これは前掲の西郷宛書翰（同年八月十七日付、註（20））と共通した内容である。おそらく五代にとっても自分の出身藩である鹿児島藩の動向は関心事であったと思われる、久武も必要な情報として伝えたのであろう。この書翰の約二ヶ月後、今度は逆に五代が

久武に書翰を送っている（推定明治四年十二月十五日付）が、久武の都城県参事就任を知った五代の心情が綴られており、両者の関係を更に理解する上で参考になる史料である。以下、続けて抜粋してみたい。

（前略）粗伝聞仕候処、閣下ニ茂都之城県江御転任被遊御座候由、数年御苦職之報ひ此節至極御寛用ニ而、政府格別の御取訊ニ而閣下の御為ニ者御気楽と奉存候得共、鹿児島県の御所置如何と御案し申上候、是亦市来下坂之折御伝上申上候云々ニ付、縷々御模様被仰拜承仕候、（中略）

文面からは、都城県参事就任について、五代が久武本人にとっては良い人事であるとの感想を抱きつつも、鹿児島県で起こるであろう諸問題について懸念している様子が分かる。また、文面にもあるように、同郷の市来政清にも同様の事を伝えるので、市来からも話を聞いて欲しい旨を伝えている。更に続きを見ていくと、

（中略）閣下今般都之城県江御転任の御名義も御座候間、是非此機会ニ暫時御出京被遊被下間敷哉、不得止事と云へとも鹿児島県の御形勢百藩ニ対候而も汗顔ニ不堪、（中略）三百年相後れ候形勢、乍陰茂歎慨ニ堪へ不申、此節閣下御出京相成候処云々と申論もアランカと不及者を以愚存申上候次第、御寛許被下度、（後略）

とある。参事就任を機に久武に上京を促し、それを心待ちにしつつも、鹿児島県の形勢を強く憂い歎く五代の心境がひしひしと伝わってくる内容である。

五代は久武に対し敬称で気を遣いながらも、かなり本音の部分語っている様に思われるが、それはおそらく幕末期以来の両者間の厚い信頼関係（主に藩の対外政策等に対して共に処してきた間柄）があったからこそであろう。

それでは、五代が書翰中に書いていた「鹿児島県の御形勢百藩ニ対候而も汗顔ニ不堪」「三百年相後れ候形勢」とは具体的にどのような状況を意味しているのであろうか。この事を考えていく手がかりとして、上京中の久武に西郷が送った書翰と久武が自らの動向を書き記した前述の上京中の日記から、参考と

なる部分を以下抜粋する。まずは明治五年五月三日付の久武宛西郷書翰⁽²²⁾である。

(前略) 今朝承知仕り候大蔵省に御申し立ての一条、五代等を以て仰せ込められ候御手数宜しかるべく候得共、大隈等の詐欺何共申され難く、殊に井上留守中の事に候えば、帰りの上見込み相違いたし候時分は、却つて反對の論に落ち申すべきは案中の儀と存じ奉り候間、(後略)

書翰からは、久武が都城県を含めた旧鹿兒島藩域の財政上の諸問題を大蔵省と交渉するに当たり、西郷が経済問題に長けた五代を通して行う事を勧めている事が分かる。但しこの時期、大蔵省側の担当である大蔵大輔の井上馨が不在であったため、省内で隠然たる力をもっていた参議の大隈重信と交渉する必要があった。因みに西郷は書翰の最後で、五代を通じての交渉が上手く運んだとしても、改めて大隈と直談判して確約をとるのが望ましいと述べており、地方官に対して高圧的に臨む中央政府の官僚の姿勢を懸念して伝えている。

また、この文面の中で西郷は大隈を詐欺師扱いするなど、一個人としても露骨に嫌っている様子が窺える。更に云うと、西郷は五代についても批判的な内容の書翰を久武に送っており、一般に西郷が経済問題に疎いという理由で、大隈や五代、井上馨ら経済通を嫌っていたという見方が持たれがちであるが、筆者はそれが大きな誤解であると考えている。⁽²³⁾

それはさておき、五代にとつても出身藩に関わる財政上の諸問題は無関心ではいられたかった筈であり、それが信頼する久武の役に立つ事であれば猶更であつただろう。また、前述したように久武は上京中、鹿兒島県参事の大山綱良と行動を共にする事が多く、五代は大山からも相談を受けていると推察できる記載が日記に見られる。⁽²⁴⁾ 以下がその部分である。

五月八日 雨天

一 此日も終日雨天、夕少々晴立、今日ハ鹿兒島糖商社願立之趣ニ付、書付草稿五代氏江相頼置候処、十字過候間可參承居、相待候処、夕二字比被參、草稿等出来、仍て大山氏江為相談鳥渡參候、(後略)

ここに出て来る「鹿兒島糖商社」であるが、当時、鹿兒島県では藩政期以来続いていた奄美諸島の黒砂糖専売制を止めて新しく土族の商社を作り、その商社に生産から販売まで全ての権限を与えて多くの貧窮土族の救済を図ろうとする動きがあつた。元々、この案は久武が西郷に申し入れたものであり、これに対し西郷は案に同意しながらも、あまり各地で売り広め過ぎたら地方行政に圧を強める大蔵省に目を着けられ、利益を取り上げられる恐れがあるから注意が必要、と述べている⁽²⁵⁾(当時、大島諸島の貢糖は、大阪租税寮出張所に現物を納める様になつていた)。

この商社に関しては、おそらく日記の記載にあるように、大山が久武と連携して商社願立の書付草稿を五代に頼み、大蔵省との折衝に向けた事前準備をしていたのであろう。そして、前述の明治五年五月三日付久武宛西郷書翰の内容にある大蔵省と交渉すべき財政上の諸問題(「大蔵省に御申し立ての一条」)にも、商社願立の問題が含まれていた可能性は十分に考えられる。結果的に、この商社は「大島商社」として稼働し始め、利糖(利益分の砂糖)の一部を土族へ配分した事もあつた様である(但し、島民からの搾取は旧藩時代と変わらず、島民の代表土持正照(西郷が沖永良部島に遠島処分を受けた際の世話役)が明治六年六月に窮状を西郷に訴えており、西郷は大蔵省の松方正義に対処を依頼している)⁽²⁶⁾。

貧窮土族の救済は、久武や大山ら旧鹿兒島藩域の地方行政担当者にとつて、彼等の不満を抑えて反乱等を防止する意味でも非常に重要な問題であつた。しかし、渡欧経験があり、開明的な思想の持ち主であつた五代にとつては、旧支配者層であり、他藩に比べ多くの人口割合を占める鹿兒島土族を保護する政策が余りにも過保護で時代にそぐわないものに見えたのではないだろうか。この点で見ると、版籍奉還建議の際に紹介した森有礼(五代と共に渡欧)の急進的な思考と共通する部分があるように思える。また元来、五代自身が若い頃から薩摩独特の剛健な土風に馴染んでいた様子があまり見受けられず、逆に旧弊を

嫌って藩外での活動の場を広げようとした節が感じられる。例えば、西郷ら武断派グループとの接点も見当たらず、薩英戦争で英国の捕虜になって以降、彼等からの反感は明治期に入ると一層増幅されていった。³⁷⁾ その状況下で、西郷派とも言える久武だけは頻繁に書翰をやり取りしているが、理由としては久武の人柄に対する信頼感や、その実務能力を高く評価していた事などが考えられよう。そして、五代は久武が早くから士族救済を切実な問題として重く捉えて苦心していたのを十分承知しており、その結果、書翰にはこの問題について敢えて断定的に書かなかつたのではあるまいか。

以上、久武宛西郷書翰及び久武の上京中の日記を通して、五代が懸念する当時の鹿児島が抱えていた問題の一面を考えてみたが、更に日記には久武が五代に借金の相談をするなど、現実的でシビアな内容についても記載されている。それらも含めて考えると、久武が五代と交流を深めた目的は大蔵省との折衝など県財政の諸問題に加えて、金銭面での融通であった事も見えてくる。久武にとつて、五代がいかに経済面で頼れる存在であったかが想像できよう。

その一方で、時期が遡るが廃藩置県後の明治四年十月二十一日付（前掲の書翰続き）で、久武が五代へ鹿児島県の産業振興に向けた建設的な内容の意見を送っているが、その意味を考察するために当書翰の一部を抜粋してみたい。

（前略）此節廃藩ニ付てハ、段々商法等の儀供、工夫ニ相渉候得共、是ぞと申趣向も相立不申、官商ハ惣て相鮮き、商社様のもの設立候ハ、可然と、^{（虫喰）}内□中ニ御座候、然ルニ、山ヶ野金山は、先、日本中ニても是丈の山ハ相少く、仏のコハニも、余程望みを掛候山ニて、生野銀山趣法取立候ハ、必、是ニハ彼の手を以、御取上ニハ相違無之と存申候、（後略）

この中で久武は五代に対し、県経済の活性化のためにはまずは商社を設立していくべきであると述べている（これには、前述の鹿児島糖商社も含まれるか）。更にその一環として、山ヶ野金山の活用に着目し、但馬（現在の兵庫県）の生野銀山も手掛けたフランスの鉾山技師コハニ（コアニー）が高く評価して

いる事にも触れつつ、その再開発の必要性を強く訴えている様子が分かる。なお、全国の鉾山は廃藩置県後に国が没収するが、旧鹿児島藩域の鉾山だけはその対象にされなかった。これは、維新政府における倒幕の主体としての鹿児島藩の地位がそうさせた様である。³⁸⁾

さて、この山ヶ野金山についてであるが、この鉾山は現在の鹿児島県霧島市横川町山ヶ野地域に位置し、寛永十七（一六四〇）年に発見された。日本屈指の金の含有量を誇り、江戸後期までの約二百年間で二十五トンの金が産出されたが、幕末期には採掘場所も地中深部となり産出量が減少していた。それでも、一年間の平均収入は三万六千両程であり、薩摩藩の貴重な財源であった様である。幕末期、藩主の島津斉彬や忠義は、藩の主要産業の一つとして山ヶ野金山を位置付けて視察に訪れているが、特に忠義は慶応三年に前述のコアニーを招き、西洋の近代技術を導入して金の回収率向上を図っている。

なお、この金山のある横川郷は一時都城県の管轄であったため、参事に就任した久武が引き続き再開発を進め増収に向けて強い興味関心をもっていたであろう事は、書翰の内容から十分に考えられよう。

その後、前述した県の管轄地交替により、明治五年五月に横川郷は都城県から鹿児島県に移管され、山ヶ野金山についても行政区分上は鹿児島県域となった。鹿児島県参事の大山も山ヶ野金山に興味をもった様であり、明治五年九月十九日付の久武宛書翰³⁹⁾の中で、採掘状況が好転している様子（「山ヶ野も殊外出金多く好き都合ニ御座候」）を伝えている。大山がこの再開発にどれだけ意欲的であったかを当書翰のみで推し量る事は困難であるが、久武は前担当者として、大山へも適宜助言していた可能性がある。と言うのも、久武は山ヶ野金山及び旧鹿児島藩域内の鉾山開発への関与を五代と連携し継続して行おうとしている様子が前掲の書翰から読み取れ、地方行政の責任者としてこの事業の成功に強い思いを抱いていたと思われるからである。

しかし前述した通り、都城県は明治六年当初にその存在自体が消滅するため、

久武の地方行政責任者としての役割も同時に終了となった。そこで次章では、都城県政から退いた久武の動向について、中央政府との関係や鉾山開発を通して継続した五代との繋がりなども合わせながら見ていく事にしたい。

四 都城県参事辞任後の久武の動向

明治六年一月十五日、中央政府の太政官から都城県・美々津県それぞれに対して、両県を廃し新たに宮崎県を設置するため、所轄の地所、物成（収穫・税）、郷村などを新県に引き渡す様にとの達があつた。それにより、都城県における旧日向国三郡の所轄分は宮崎県、旧大隅国の所轄分は鹿児島県の管轄下となり、都城・美々津両県は消滅する。その背景には、歳入・歳出の不足及び土着官員の多さによる中央政府の布達への理解が不足していた弊害などがあつた。都城県廃止に伴い、久武は豊岡県（現在の兵庫県の一部）権令就任の命令を同日に受けたが、健康上の問題を理由に辞退する。しかし、容易に認められず、許可が下りたのは同年の六月十四日であつた。そのような中で久武を中央政府に出仕させようとする動きが起きているが、これについて関連する三点の史料を紹介したい。

まず一点目は、明治六年三月十七日付で大蔵省三等出仕の渋沢栄一が「御用之儀有之候条、至急出京可有之候、此段相達候也」と、久武に同省への出頭を求めた達である。上京を求めた詳細な理由は不明であるが、豊岡県権令就任を辞退した久武を、渋沢が大蔵省の役人へ起用したいと考えたのではないかと推察できそうである。都城県参事として大蔵省と折衝していく中で、久武の人物や能力が高く評価されていた事が窺える。のちに渋沢は、経済界において「東の渋沢、西の五代」と並び称されるように、五代と共に近代日本における資本主義経済の発展に大きく寄与していくが、久武はこの両者から必要とされた稀有な人材であつたと言えるであろう。この様な状況に対し、久武は同年三

月三十日付で五代に宛てた書翰の中で自らの心情を赤裸々に伝えているが、以下、二点目の史料としてその部分を抜粋してみたい。

（前略）豊岡任辞職相届仕置候得共、未、御免許無之、甚迷惑仕居候、（中略）此節の相転、不平よりして辞するとの評ヲ受候ては、残情の至御座候付、此涯、進退相決候迄は、謹慎罷在候て、不遠内罷出彼是、御高話をも拜承仕度、山々相楽居申候、（後略）

この書翰で久武は、豊岡県権令の就任辞退が中々認められず難儀している事や、中央政府に対する不平が理由で辞退したとの評が立つのは心外であるとして、辞退の許可が出るまでは謹慎するつもりであると書いている。そして、遠からず五代と面会し色々話が出来ると楽しみにしていると続けているが、話題はやはり鉾山開発の件であつた（同書翰の後半部に内容が記載されており、詳細については後述する）。

久武は先に紹介した大蔵省への出仕要請についても丁重に辞退したと思われ、その誠実な一面を垣間見る事ができる書翰である。

そして更に、豊岡県権令就任辞退の許可が下りた後も、久武が政府への出仕を要請されていた事が分かる三点目の史料が、明治七（一八七四）年三月十九日付で大久保利通が五代に宛てた次の書翰である。

（前略）一 木圭子別封一覽縣而情実分兼心配之趣尤二候、乍去一廓中ノ識見二而甚可惜事二候、（後略）

書中の「木圭子」は久武を指した語句である。史料の解説によると、大久保は五代を通して久武を中央政府に任官させようとしたが、久武自身の内情（個人的な事情）のために実現できなかった、とある。時期的に考えると、明治六年の政変によって西郷が政府を退官し、鹿児島に帰郷した後の動きであり、当政変は久武の内情にも多大な影響を与えたと思われる。ただ、ここでは大久保からも久武は依然として中央政府に必要な人材として期待されていた事実に限定し、着目しておきたい。結果として、大久保が期待した久武の財務能力は、

皮肉にも西南戦争時の兵站部門（小荷駄隊長として、金穀や兵士募集を担当）で活かされる事になった。この件に関しては、先程の政変の際における久武の内情も含めて、稿を改めて論じてみたい。

続いて、前述した鉾山開発に関する五代とその後のやり取りについてであるが、前掲の明治六年三月三十日付五代宛久武書翰の続きを見ていくと次の様な記載がある。

（前略）金銅両山は、余程良山の模様ニ付、是非取度候得共、本手金無之、基ハ学校取起の為ニ御座候処、財本ニ苦シミ、貴兄へ鉾山相献じ、趣法相建、学校費用等補ひいたし度、（中略）延岡鉾石は、金位宜敷候間、能き場所へ切込さへいたし候得ば、失策ハ無之、模様ニ因り、相応の洋製器械取立候ハ、千万勝利疑無之、当分ニテハ、当県山ヶ野金山ニましたる山は、恐らく、日本ニハ相少くと申事ニ御座候得共、延岡鉾石ハ、五割位も品位宜敷候付、（後略）

先述した様に、五代は政府退官の後、鉾山経営等に従事していたが、書翰で久武は五代に鹿児島・宮崎両県内の鉾山開発を委任したいと述べている。そして、その利益で学校（教育）にかかる費用を賄いたいと伝えており、久武が参事辞任後も教育に対する熱意を持ち続けていた様子が分かる。また、延岡（宮崎県）の鉾石などを良質としつつも、山ヶ野金山で採れる鉾石の品質に再度言及するなど、久武の山ヶ野金山に対する評価が一貫して高い事も読み取れる。この内容に関連した明治七年三月二十一日付で久武が五代に送った書翰の一部を抜粋してみたい。

（前略）吟味の通、山ヶ野金山の儀は、全体、金一ト向の鉾石ニて、つる筋宜敷、時ハ、莫大の大金ニ相及事候得共、金氣有之鉾石ハ、いづれ、相少ものニ御座候得ば、機械も掛候へば、中々沢々の鉾石ニ無之候得ば、不相済、当分ニては、捨石ニて見賦相立居候間、兎も角、算計被相立可申、（後略）

五代に対し久武は、山ヶ野金山の鉾石が良質であると認めつつも、その限られた量に言及し、産金額を更に増加させるためには機械を導入した最新式の技術による掘削が不可欠であると強く説いている。

このような考えの下、山ヶ野金山では明治十（一八七七）年にフランスの鉾山技師ポール・オジェを招き、坑道内を整備するなどの合理化を図った。更に、鉾脈の掘削には火薬（発破）を使用して作業効率の向上を目指すのが、期待された結果がみえずオジェは解雇された。久武は西南戦争に従軍したためにオジェの取組を最後まで見届ける事が出来なかったと思われるが、鉾山開発に拘ったその心中には、事業拡大による土族の雇用確保も狙いの一つとしてあったものと推測される。西南戦争前年の明治九（一八七六）年に廃刀令の施行及び秩禄処分が断行されるなど、土族の特権廃止が相次いで実施されるが、この状況を懸念した久武は、土族の現状や将来を憂う内容の書翰（明治九年九月二十六日付）⁴⁷を五代に書き送っている。それを見ると、文面の多くは土族問題と鉾山開発に関する内容であり、当時の久武にとってこの二点はどちらも重要な問題であった。都城県参事辞職後から西南戦争従軍までの間、久武の動向に表立った活動は見られないが、土族救済と鉾山開発による地域経済の活性化問題は絶えず久武の念頭にあったであろう事は想像に難くない。

その久武が、鉾山開発などで目指していたビジョンの達成を途中放棄し、西南戦争に従軍した事は周知の事実である。一般に、西郷との友情に殉じたとのイメージが強いが、この点に関しては西南戦争に至るまでの久武と周囲の動向に関する史料などを改めて見直し、土族救済問題等を含めた歴史的背景を更に深く考察していく必要がある様に強く感じている。

おわりに

ここまで様々な史料を通して、廃藩置県前後の旧鹿児島藩域の地方行政にお

ける桂久武の動向と役割を見てきたが、総括として、久武のターニングポイントとなる時期毎に区分しながら改めて整理し纏めてみる事にしたい。

まず、廃藩置県前（明治二〜三年頃）の時期は鹿兒島藩権大参事として、盟友の西郷隆盛らと共に中央集権化を強力に押し進める維新政府の政策に向き合いつつ、士族の禄制改革等の諸問題に着手し藩政改革を推進した。

続けて、廃藩置県後（明治四〜六年一月頃）には旧鹿兒島藩域及び旧日向国の一部に成立した都城県の参事として、県内の産業奨励・文教振興（学校建設）等に尽力した。更に活動の詳細を見ると、都城県周囲の県行政責任者と協力して行った管轄地交替願の提出や中央政府への陳情（大蔵省との折衝など）、山ヶ野金山再開発等を含めた旧鹿兒島藩域における経済の活性化推進がそれに該当する。なお、鉾山開発や商社設立等の経済活動に関する諸問題にあたっては、幕末期以来の信頼関係が継続していた五代友厚との相談の下、鹿兒島県参事（後に県令に就任）の大山綱良らと共に対処した。

それから、都城県参事辞任の後（明治六〜七年頃）は、体調不良を理由に中央政府からの幾度に渡る強い出仕要請を断って公職への就任を辞退するが、山ヶ野金山を含めた鉾山開発については五代との意見交換を続けた。

これらを総合すると、久武は廃藩置県前後の旧鹿兒島藩域（特に都城県）の地方行政において、中央政府の意向や関係を意識しつつ常に周囲からの協力や信頼を得ながら諸問題に対処し、責任者としての職務を全うしていったと言えるであろう。これも偏に、久武の真摯な政治姿勢や誠実な人柄が成せる業であったと考える。

また、久武が地方行政の担当者として直面した重要課題は、特権を剥奪されて生活基盤も失う一方で、新時代への対応を無理矢理に迫られた士族達の救済問題であった。この問題は当然、他地域の担当者達にとっても悩ましい課題であったと思われるが、とりわけ総人口における士族比率が非常に高い旧鹿兒島藩域の担当者（大山なども含む）にとっては死活問題であったと言っても過言

ではないだろう。ましてや、西郷同様に鹿兒島士族に愛着を感じていた久武にとっては、未来志向であるべき立場でありながら、旧体制側の人々の保護にも努めなければならぬという大きな矛盾によって身を切られる思いを感じていた筈である。そしてこの問題は、久武が明治十年九月二十四日、西郷らと共に城山で壮絶な最期を遂げるまで頭から離れる事がなかったのではないだろうか。最後に今後、久武に関する研究（主に本稿の内容）を更に進展させていくにあたり、現在、筆者が考えている課題について以下の二点を挙げておきたい。

まず第一点は、都城県の産業奨励及び文教振興（学校建設）の具体的な実践や成果についての検証である。この件について本稿では軽く触れる程度であったので、以後、関連する史料等を確認しながら久武の都城県政における功績を更に深く掘り起こし再評価していく必要性を強く感じている。

そして第二点は、廃藩置県以後の中央政府と地方それぞれの施政が鹿兒島士族に与えた影響や効果等について、その救済問題と西南戦争との関係性を当該時期の久武の動向とも併せながら引き続き考察していく事である。

本稿の中で士族救済問題については、極めて部分的な問題しか提起できなかったが、今後、西南戦争に至るまでの様々な史料（例えば、未刊行の「桂家文書」なども含む）を活用、検証しながら、鹿兒島士族と桂久武の動向についての研究をより一層深めていきたいと考えている。

註

（1）本稿の執筆に当たっては、特に松尾正人氏、勝田政治氏の先行研究を参考にした（使用した参考文献は、松尾正人『廃藩置県 近代統一国家への苦悶』（中公新書、一九八六年）・『維新政権』（吉川弘文館、一九九五年）、勝田政治『廃藩置県 近代国家誕生の舞台裏』（KADOKAWA、二〇一四年）・『明治国家と万国対峙 近代日本の形成』（KADOKAWA

A、二〇一七年）・『江戸三百藩の崩壊 版籍奉還と廃藩置県』（戎光祥出版、二〇一九年）など。

(2) 『明治天皇紀 第二』（吉川弘文館、一九六九年）四九七頁～四九八頁

(3) 版籍奉還後に鹿児島藩の名称が正式に定められた事を承け、本稿では主に明治四年の廃藩置県以降の内容に関し、この呼称を使用した（版籍奉還以前の内容に関する表記は、「薩摩藩」としている）。

(4) 当史料には未刊行の分も含まれており、今回の翻刻及び掲載に当たっては、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（黎明館保管史料の写しと思われる）も参考にした。

(5) 「寺島宗則建言」（『鹿児島県史料 忠義公史料四』鹿児島県、一九七七年）No.五四二

(6) 『大久保利通関係文書 五』（立教大学日本史研究会、一九七一年）三〇七頁～三〇八頁

(7) 「伊藤博文意見書」（『岩倉具視関係文書 八』日本史籍協会叢書、一九六九年）一一〇頁～一一五頁

(8) 『木戸孝九日記 一』（日本史籍協会叢書、一九六七年）八十一頁。なお、木戸の「版籍奉還に関する建言書案」は、『木戸孝九文書 八』（日本史籍協会叢書、一九七一年）の二五頁～二六頁に収載されている。

(9) 版籍奉還断行に至るまでの維新政府の政令、制度の変遷等については、前掲の註（1）の参考文献を参照されたい。

(10) 『西郷隆盛全集 第三卷』（大和書房、一九七八年）No.5 四十頁～四十五頁

(11) 「桂久武宛 肝付兼武書翰（桂家文書）」（黎明館保管、個人蔵）

(12) 広瀬豊「肝付兼武傳（二）」（雑誌「伝記」（伝記学会）、一九三七年）二十三頁～二十五頁の記述を参照。

(13) 宮地正人『幕末維新像の新展開 明治維新とは何であったか』（花伝

社、二〇一八年）二一八頁の記述を参照。宮地氏によると、肝付は慶応二

（一八六六）年に西郷の手紙を持って松浦武四郎の所に相談に行った、とある。肝付が具体的に何を相談したかは不明であるが、西郷との関係は、蝦夷地問題の情報提供を通して、深い部分で繋がっていたと想定される。

(14) 廃仏毀釈に臨んだ西郷の姿勢については、『西郷隆盛全集 第三卷』No.37の「時務建言書 九月」一五一頁～一六〇頁及び『大西郷全集 第三卷』（平凡社、一九二七年）一二七〇頁～一二八〇頁が参考になる。史料解説によると、建言書の原案は伊地知正治の稿と思われるが、西郷の筆蹟であり（史料写真が『大西郷全集 第三卷』巻頭に掲載）、両者の発想はほぼ同じであろう、としている。なお、建言書からは、外国から伝来した宗教（士族の教養であった儒教以外）を全面的に禁止しようとする意図が読み取れ、西郷が廃仏に對して強い態度で臨もうとしていた様子が窺える。おそらく、幕末期から廃仏毀釈に関わり、明治期以降、西郷と意志疎通を密にしていた久武も同様の姿勢であったと考えられるが、建言書が廃仏毀釈のピークの後（明治四年頃）に出された事などを考慮すると、更に慎重な検討が必要である。因みに、鹿児島で廃仏毀釈が徹底された理由については、栗林文夫「鹿児島島の廃仏毀釈について」（黎明館企画特別展『祈りのかたち〜中世南九州の仏と神〜』展示図録、二〇〇六年、一七〇頁～一七三頁）において詳細が論じられている。

(15) 『鹿児島県史料 忠義公史料六』（鹿児島県、一九七九年）No.七二九

(16) この点について猪飼隆明氏は、明治三年十二月の西郷隆盛意見書（『西郷隆盛全集 第三卷』No.14 七八頁～九十頁）を例に挙げ、西郷の意見書全体を貫く基調が中央集権化を強く志向するものとして、著書で紹介している（『西郷隆盛〜西南戦争への道〜』（岩波新書、一九九二年）一〇三頁～一〇六頁）。

(17) 『西郷隆盛全集 第三卷』No.22 一〇八頁～一一二頁

(18) 『西郷隆盛全集 第三卷』 No.21 一〇五頁〜一〇七頁

(19) 平成二十九年年度黎明館講演会「幕末維新と薩摩藩」における宮地正人氏の講演内容による(『黎明館だより Vol.35 No.3』(鹿児島県歴史資料センター黎明館、二〇一七年)に講演録が掲載)。

(20) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料六』(鹿児島県、一九九七年) No. 一九〇〇

(21) 原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」(『講座日本近世史』八、有斐閣、一九八一年)、後に、三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』(吉川弘文館、二〇〇一年)に再録、八十三頁〜八十五頁を参照)。当論文は、本稿の記述についても参考にした。

(22) 『宮崎県史 通史編 近・現代1』(宮崎県、二〇〇〇年)十九頁の記述を参照。なお、久武の参事着任前の明治二年九月に鹿児島藩士の三島通庸が都城郷地頭として着任したが、当地では例外的に大きな反発が起こった。その理由としては、都城士族の中で旧領主の残留を強く望み、中下層士族出身の三島を侮る動きがあった事が挙げられる。よって、久武のような藩上層部出身である人物の参事就任が、人心掌握のためには不可欠な要素であった。

(23) 『宮崎県史 史料編 近・現代1』(宮崎県、一九九一年) No.33 一一五頁〜一一六頁

(24) 『鹿児島県史料集 (二十六) 桂久武日記』(鹿児島県立図書館、一九八六年)所収の「明治五壬申年二月十八日誌 都城縣在勤日記」

(25) 『宮崎県史 史料編 近・現代1』 No.40 一二五頁〜一二六頁

(26) 『宮崎県史 史料編 近・現代1』 No.50 一三四頁〜一三六頁

(27) 『鹿児島県史料集 (二十六) 桂久武日記』所収の「明治五壬申四月十八日 東上日記」

(28) 『鹿児島県史料集 (三十) 桂久武書翰』(鹿児島県立図書館、一九九〇年)

三十頁〜三十二頁

(29) 「桂久武宛 五代友厚書翰(桂家文書)」(黎明館保管、個人蔵)

(30) 「市来政清宛 五代友厚書翰(桂家文書)」(黎明館保管、個人蔵)

(31) 慶応期に渡欧中の五代が久武に送った書翰には、現地の政情に関する報告や意見などが記載され、両者の強い連携が窺える。例えば、慶応二年十一月八日付の書翰では、フランスで久光がナポレオンに例えられ、「日本を改革できるのは久光の他にいない。」と宣伝されている様子などを伝えている(『鹿児島県史料 玉里島津家史料五』(鹿児島県、一九九六年) No.一五七九)。また、英国留学生の近況報告(例えば、攘夷論者の高見弥市(土佐出身)が西洋の現状を見て考えを改めた事など)などからは、情勢の変化を逐一連絡している様子も推察できる(『鹿児島県史料 玉里島津家史料四』(鹿児島県、一九九五年) No.一三四三)。なお、高見は令和二(二〇二〇)年九月、JR鹿児島中央駅前の銅像「若き薩摩の群像」中に、堀孝之(長崎出身の通詞)と共に銅像が新たに追加された事で大きな話題となった。

(32) 『西郷隆盛全集 第三卷』 No.63 二五六頁〜二五八頁

(33) 家近良樹氏は、西郷が商人肌の人物(経済官僚)を嫌った理由の一要因を、決して経済問題に疎かったからではなく、理不尽な巨利を求めなかった西郷自身の政治姿勢にあるとしているが、筆者もこの見方に同感である(『西郷隆盛 維新一五〇年目の真実』(NHK出版新書、二〇一七年) 八十八頁〜九十頁)。西郷は若い時期に長年、藩の郡方書役助として農政の実務や経理を担当しており、また、元治期には藩の軍艦購入などにも関わっている(『鹿児島県史料 玉里島津家史料三』(鹿児島県、一九九四年) No. 一一六七) 事から、経済問題に疎いとする見方はやや短絡的であると考える。

(34) 『鹿児島県史料集 (二十六) 桂久武日記』 一四三頁

- (35) 『西郷隆盛全集 第三卷』 No.45 一九〇頁～一九八頁
- (36) 『西郷隆盛全集 第三卷』 No.97 三五六頁～三五九頁
- (37) 鹿児島藩士の高崎正風が明治二年三月九日付で五代に送った書翰の中で、同藩士族の中に維新政府で活躍する同郷の出身者への反感が強まっている事を伝えつつ、五代にも「君の名も随分高く候故、御油断は難相成候」と忠告している(『五代友厚伝記資料 第一巻』(東洋経済新報社、一九七一年)。また、高崎自身も、幕末の慶応期に西郷や大久保の対幕強硬路線に異を唱え、鳥羽伏見戦争後に鹿児島への帰国(左遷)を命じられており、西郷らとは一線を画していた。なお、本稿の記述に当たっては、田付茉莉子『五代友厚 富国強兵は「地球上の道理」』(ミネルヴァ書房、二〇一八年)一八四頁～一八五頁を参考にした。
- (38) 『鹿児島県史料集 (三十) 桂久武書翰』三十頁～三十二頁
- (39) 山ヶ野金山の再開発等の記述については、『横川町郷土誌』(横川町(現在の鹿児島県霧島市)、一九九一年)九十九頁～一〇三頁、『明治維新と霧島 お金から見る明治維新』(霧島市教育委員会、二〇一八年)十七頁を参考にした。なお、久武は文久元(一八六一)年十二月に大島守衛方及び銅山方として藩庁から命を受け、翌年から奄美大島における鉱山調査や開発の任務に従事している(『鹿児島県史料集 (二十六) 桂久武日記』文久二壬戌三月十六日)。目立った成果は挙げられなかったものの、久武のこの時の経験が山ヶ野金山の開發意欲に繋がった事は十分に考えられよう。
- (40) 「桂久武宛 大山綱良書翰(桂家文書)」(黎明館保管、個人蔵)
- (41) 『宮崎県史 史料編 近・現代1』No.57 一四一～一四二頁
- (42) 『宮崎県史 通史編 近・現代1』二十五頁の記述を参照。
- (43) 「桂久武履歴(桂家文書)」(黎明館保管、個人蔵)。なお、大蔵省三等出仕の渋沢の地位については、デジタル版『渋沢栄一伝記資料』(渋沢青淵記念財団竜門社編、渋沢栄一伝記刊行会、二〇一六年)明治五年壬申二月

十二日付の記載が参考になる。この中で渋沢は、大蔵省三等出仕を仰せ付けられた事で「事実上ノ大蔵次官ノ地位ニ立テリ」と評されている。当時、井上馨の信任の下で財政改革などに邁進していた渋沢が、久武の能力を見込んで上京させようとした事は十分に考えられる。

- (44) 『鹿児島県史料集 (三十) 桂久武書翰』三十二頁～三十四頁

- (45) 『大久保利通文書 五』(日本史籍協会叢書、一九六八年)四三四頁～四三六頁

- (46) 『鹿児島県史料集 (三十) 桂久武書翰』三十四頁

- (47) 『鹿児島県史料集 (三十) 桂久武書翰』三十五頁～三十七頁。書翰の中で久武は、「此間は、家禄制度御変制の御発令相成、皆とも恐愕此事ニ御座候」と五代に伝えている事から、秩禄処分が久武にとっては想定していた以上に厳しい処置であった様子が分かる。詳細は、芳即正「家禄処分と鹿児島士族―桂久武の不安―」(西郷南洲顕彰会『敬天愛人』第五号、一九八七年)を参照。

- (48) 鹿児島藩の明治初期総人口における士族の比率については、松尾千歳「―研究余録―薩摩藩の士族比率について」(『尚古集成館紀要 第19号』、尚古集成館、二〇二〇年)十頁～十二頁掲載の表を参照。この表によると、明治四年頃(久武の参事就任前後か)の都城人口における士族の比率が、四十一・七%(卒族は一・八%)と非常に高い事が分かる。都城を含めた日向国諸県郡全体の士族の比率が高い状況について松尾氏は、戦国期に島津氏と攻防を繰り返した伊東氏への対処として、当該地域に大勢の武士を配した可能性があり、その名残が幕末まで続いたか、と推察している。久武が都城参事となった背景を考える上で一つの参考となる資料である。

(いちむら てつじ 調査史料室学芸専門員)